

令和5年7月20日

令和5年7月18日

関東運輸局

## 「トラックGメン」の創設について

## ～ 全国 162 名の体制で荷主・元請事業者への監視を強化 ～

2023年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、2023年7月21日（金）に「トラックGメン」を創設し、緊急に体制を整備するとともに、当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保します。

- トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題。
- 荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務。
- 国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。
- このため、2023年7月21日に「トラックGメン」を創設。当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保。
- 「トラックGメン」の創設に当たっては、国土交通省の既定定員 82 人の既存リソースを最大限活用するとともに、新たに 80 人を緊急に増員し、合計 162 名の体制により業務を遂行。

※ なお、以下の日程で国土交通省において「トラックGメン」に対する辞令交付式を行いますので、撮影を希望される報道機関の方は、以下のアドレスまでお申し込み下さい。

日 時：2023年7月21日（金）午前11時45分

場 所：国土交通省自動車局第1・2会議室

国土交通省低層階共用会議室3B ※会場を再変更しました。

申込先：hqt-truk-gmen@gxb.mlit.go.jp

## 【問い合わせ先】

国土交通省関東運輸局自動車交通部 貨物課 堀越・鳥羽 TEL：045-211-7248

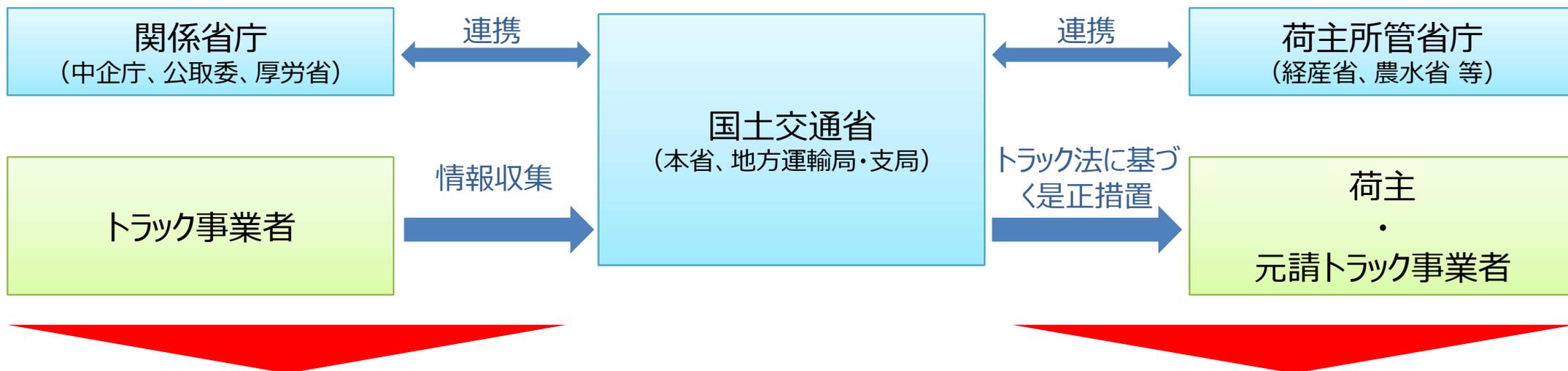
【配布先】横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ  
群馬県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、都庁記者クラブ  
山梨県政記者クラブ、物流専門紙

# トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

### 改正の目的

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

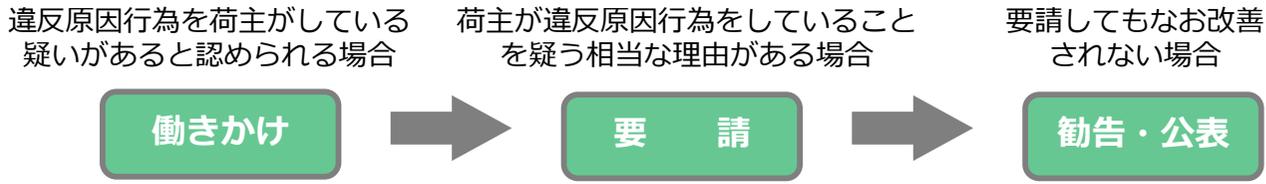
### 改正の概要

現行

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

#### 荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定



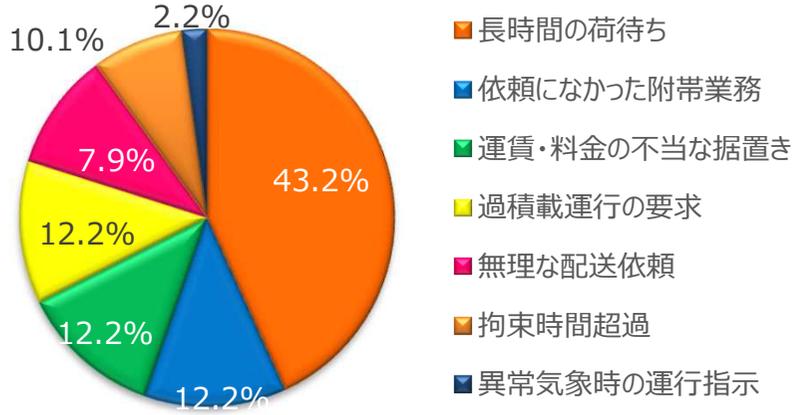
#### 標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示) ⇒ セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする

#### 違反原因行為の割合



#### 「働きかけ」等の実施件数

要請: 4件 働きかけ: 82件

※令和元年7月～令和5年5月末までの累計

令和5年10月6日  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

## 「トラックGメン」躍動！

～発足からこれまでの活動実績と関係行政機関との連携強化について～

- 国土交通省では、トラック運送事業における適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、本年7月、全国162名からなる「トラックGメン」を創設しました。
- 「トラックGメン」は、発足後、トラック事業者への積極的な情報収集を行い、悪質な荷主に対し、法に基づく「働きかけ」や「要請」を行っています。
- 「トラックGメン」発足から約2ヶ月で、「働きかけ」の件数が昨年度1年間に比べて4倍強となるなど、成果をあげています。
- 10月からは、他の関係機関と合同ヒアリングを実施するほか、11月・12月を「集中監視月間」と位置づけ、一層監視を強化します。

### <活動実績>

- トラックGメン発足後(7/21～9/29)の実績は、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施し、発足前の実施状況と比べ、大幅な伸びを示しており、違反原因行為※の解消に向けて、迅速な対応が図られています。(別添「トラックGメンの活動実績グラフ」参照)

※ 荷主都合による恒常的な長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどの行為。

### <今後の動き>

#### 【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】(10月～)

- 今月から、国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関(経済産業局、農政局、労働局)と連携し、荷主企業に対し、合同でヒアリングを行ってまいります。

#### 【「集中監視月間」の実施】(11月及び12月)

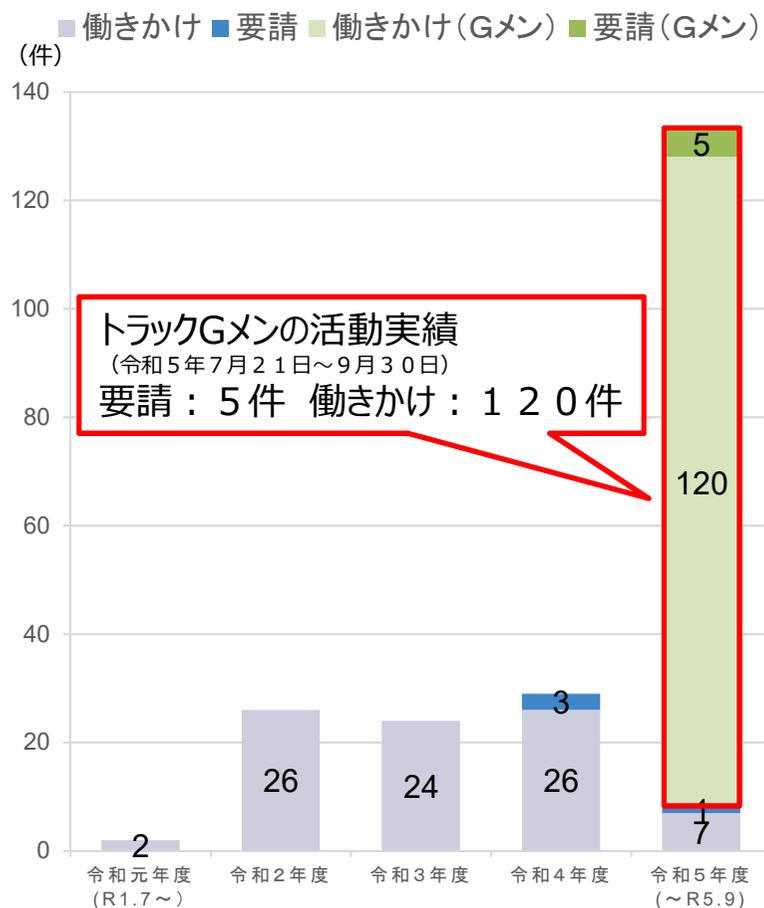
- 国土交通省では、現在、全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施しており、これまでにトラックGメンが収集した情報や調査結果等を照らし合わせ、来る11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、悪質な荷主に対し、その状況に応じ、法に基づく「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」といった措置を講じてまいります。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課  
トラック荷主特別対策室 溝江、渋谷、松倉  
代表:03-5253-8111(内線 41353,41334)  
直通:03-5253-8576

# 「トラックGメン」の活動実績と今後の活動

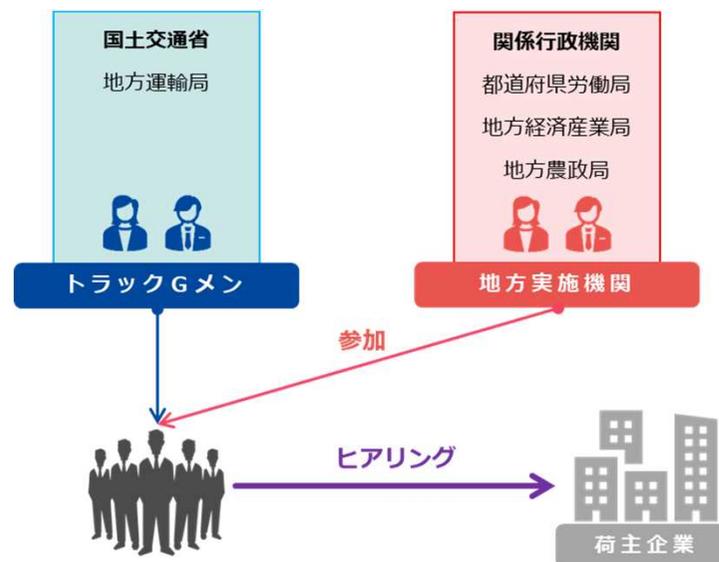
- トラックGメン発足後、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」を120件、「要請」を5件実施。
- 今後、国土交通省と厚生労働省の「荷主特別対策担当官」をはじめとする関係行政機関の地方実施機関（経済産業局、農政局、労働局）と連携し、荷主企業に対し、合同ヒアリングを実施。
- また、全トラック事業者に対し、荷主による違反原因行為の実態を把握するための調査を実施し、11月～12月を「集中監視月間」と位置付け、「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」を集中実施。

## トラックGメンの活動実績



## 今後のトラックGメンの活動

### 【荷主に対する関係行政機関との合同ヒアリング】



### 【「集中監視月間」の実施】

トラック事業者へ  
荷主による違反原因  
行為の調査



集中監視月間  
〈11月~12月〉

調査の結果を踏まえた  
「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の  
集中実施